別表第１備考三⑷「459」の項を次のように改める。

「459」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					
	内装容器	内装容器当たりの許容容量又は許容質量		包装物当たりの許容容量又は許容質量		外装容器
		旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機	
液体						１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ１，１Ｈ２，３Ｈ１，３Ｈ２，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２
3223	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3225	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3227	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3229	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3532	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
固体						
3224	プラスチック製容器	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
	プラスチック袋	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
3226	プラスチック製容器	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
	プラスチック袋	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
3228	プラスチック製容器	1kg	2.5kg	10kg	25kg	
	プラスチック袋	1kg	2.5kg	10kg	25kg	
3230	プラスチック製容器	1kg	2.5kg	10kg	25kg	
	プラスチック袋	1kg	2.5kg	10kg	25kg	
3531	プラスチック製容器	1kg	2.5kg	10kg	25kg	
	プラスチック袋	1kg	2.5kg	10kg	25kg	

㈱１）可燃性を有しない緩衝材を詰めること。

２）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

別表第１備考三⑸「553」「554」及び「555」の項㈱２）中「内装容器」の下に「の過塩素酸に直接接触する部分」を、「ガラス製」の下に「又はプラスチック製」を加える。

別表第１備考三⑸「565」の項㈱に次のように加える。

４）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

別表第１備考三⑼「950」の項及び「951」の項を次のように改める。

「950」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量
3166	上限なし

㈱１）ディーゼル機関を除き燃料油を抜き取ること。また、燃料タンクの蓋を確実に締めること。

２）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

３）漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「492」又は「870」に従って包装すること。

４）消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。

５）車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。

６）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

７）ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

「951」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	包装物当たりの許容質量	
	旅客機	旅客機以外の航空機
3166	—	上限なし

㈱１）液化石油ガスを燃料とする場合は、液化石油ガスを完全に抜き取り、残存するガスが洩れないよう措置すること。

２）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

３）漏洩する可能性のあるバッテリーが内蔵されており、かつバッテリーが元の位置にとどまらないような方法で機械や装置を扱う可能性がある場合、バッテリーを取り外し「492」又は「870」に従って包装すること。

４）消火器、パンク修理機等の輸送許容物件を含む附属品は、確実に固定すること。

５）車両等に装備された電子機器等は、それらが作動しないよう措置しておくこと。

６）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。また、国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

７）ナトリウム組電池が内蔵されている場合には、特別規定Ａ94の要件を満たさなければならず、車両、機械又は装置内に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。

別表第１備考三⑼「965」の項セクションⅡハⅠＡからセクションⅡハⅡまでを次のように改める。

セクションⅠＡ

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3480	—	35kg	１Ａ２，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ２，１Ｎ２，３Ａ２，３Ｂ２，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ１，４Ｈ２，４Ｎ